

居宅介護支援重要事項説明書

1 事業所の概要

事業者名	あい里
所在地	山梨県上野原市コモアしおつ1-41-1
事業者指定番号	1971500192
管理者・連絡先	小俣 一江 0554-20-6001
サービス提供地域	上野原市・大月市・相模原市緑区

2 事業所の職員体制等

職種	業務内容	人員
管理者	事業所の従事者の管理、業務の管理	1名（兼務）
介護支援専門員	居宅介護支援業務全般	2名以上

3 営業日及び営業時間

営業日	月曜から土曜日（12月29日～1月3日までの年末年始を除く）
営業時間	午前8時00分から午後5時00分 *左記時間外の対応可能

4 サービス提供の主な内容と提供方法及びサービス提供方針

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に対して公平に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。また、利用者から介護支援専門員に対して、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。
- ② 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たり、アセスメント票に基づく課題分析票を用い、利用者について、その有する能力や既に提供を受けているサービス、その置かれている環境等の評価を通じ、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う上で解決すべき課題を把握します。
- ③ 介護支援専門員は、前項で述べた課題の把握については、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行います。
- ④ 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込

んだ居宅サービス計画の原案を作成します。また、原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められます。

- ⑤ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けたサービスの担当者から、会議の招集（サービス担当会議）、照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求めます。
- ⑥ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について位置付けられたサービスを保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者に対し説明し、文書により同意を得ることとします。
- ⑦ 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、少なくとも月一度訪問して居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ⑧ 介護支援専門員は、利用者がその居宅においてサービスの提供を受け続けることが困難となったとみとめられる場合又は利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。
- ⑨ 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行います。
- ⑩ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には利用者の同意を得て主治医等の意見を求めます。
- ⑪ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に、訪問看護、通所リハビリテーション、その他の医療サービスを位置付ける場合にあっては、原則として当該医療サービスに係る主治医等の指示がある場合に限り行うこととします。

また、医療サービス以外の介護サービスについて、主治医の医学的観点からの留意事項が示されている場合には、それを尊重して居宅サービス計画を作成します。
- ⑫ 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会の意見又は指定されたサービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（サービスの指定については変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成します。
- ⑬ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的にサービス利用が行われるよう努めます。
- ⑭ 介護支援専門員は、居宅サービスの計画の作成又は変更にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外にも、市町村の保健医療サービス又は福祉サービス等を居宅サービス計画上に位置付けるよう努めます。

- ⑮ 介護支援専門員は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ないません。また、事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- ⑯ 介護支援専門員は、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の総数が占める割合、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービスに位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行うことができます。

集計期間：令和6年9月～令和7年2月

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	9%
通所介護	75%
地域密着型通所介護	11%
福祉用具貸与	62%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ケアサービスポッケ会	38.7%	ケアステーションにんじん	36.7%	山梨こあら	12.2%
通所介護	あい里	97.9%	フェリーチェ	1.5%	けやき横丁	1.2%
地域密着型通所介護	ホエールデイサービス	35.0%	こつぶ本舗	24.5%	らくっと	24.5%
福祉用具貸与	あい和ケアサービス	41.9%	有限会社万年屋	33.5%	ダスキンヘルスレント	11.8%

5 利用料金

- ① 利用料 利用負担はありません。

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは全額を保険給付から代理受領します。

- ② 保険料の滞納等により事業所が法定代理受領できない場合には、一旦費用の全額を支払っていただきます。この場合、事業者からサービス提供証明書を発行します。この証明書を後日、在住する市町村の窓口へ提出して差額の払い戻しを受けます。
- ③ 交通費 通常の事業の実施地域（上野原市内・大月市内・相模原市緑区内）を超えて行う指定居宅介護支援に要する交通費は、利用者からその実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1キロメートルにつき10円とします。

ご自宅が通常の事業の実施地域を超えて行う方

自宅訪問にかかるあなたのご負担額は、一回往復について_____円です。

算出根拠 あい里からあなたの自宅への走行距離×10円×2

6 秘密保持等

- ① 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- ② 事業者は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する為、必要な措置を講じます。
- ③ サービス担当者会議、及び事業者間の連絡調整等の際は、サービス提供の必要な範囲の中で情報提供をすることを、利用者及びその家族は同意するものとします。

7 相談窓口、苦情対応

- ① 事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を以下の窓口で対応しています。

あい里 管理者 小俣 一江

(電話) 0554-20-6001

- ② その他、次の各機関の介護保険担当課窓口に苦情を申し立てることもできます。

・上野原市 長寿介護課 (電話) 0554-62-3128

・大月市 保険介護課 (電話) 0554-23-8035

・相模原市 福祉基盤課 (電話) 042-769-9226

・山梨県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口

開設日時 毎週水曜日 午前9時～午後4時

(電話) 055-233-9201

8 事故発生時の対応

- ① 事業所の介護支援専門員が、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。
- ② 事業所の介護支援専門員が、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なうものとします。

【説明確認欄】

(契約をする場合は、以下の確認が必要です。)

説明確認年月日 令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業所 所在地 上野原市コモアしおつ1-41-1

名 称 あい里 印

説明者 あい里

氏 名 印

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名 印

(代理人) 住 所

氏 名 印